

関税同盟技術規則の概要と実務面での課題

2014年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

モスクワ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

はじめに	1
1. 自社製品の関税同盟技術規則に基づく認証取得手続き	1
1.1. 量産品（シリーズ生産品）の証明書取得	1
1.2. 製品ロット（一定数量）ごとの証明書取得	2
1.3. 外国メーカーが申請者になれるのか？	4
1.4. 単品製品（1回限りの輸入）の証明書取得	5
1.5. 製品ロットに対する関税同盟技術規則の適合証明書取得機関と費用、書類の保管期間	5
2. 自社製品の関税同盟技術規則適合証明書の取得時間と費用の削減方法	6
3. 委託生産時の関税同盟技術規則に基づく認証取得	6
3.1. 委託生産の定義	6

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地のコンサルティング事務所 DLA Piper Rus Limited に作成を委託し、2013年12月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび DLA Piper Rus Limited は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと DLA Piper Rus Limited がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所

E-mail：RSM@jetro.go.jp

JETRO

関税同盟技術規則の概要と実務面での課題

はじめに

本レポートの目的は、外国企業が直面する以下の諸課題を検討することである。

- a. 自社製品の関税同盟技術規則に基づく認証取得手続き
- b. 自社製品の関税同盟技術規則適合証明書の取得時間と費用の削減方法
- c. 委託生産時の関税同盟技術規則に基づく認証取得

1. 自社製品の関税同盟技術規則に基づく認証取得手続き

自社製品の関税同盟技術規則に基づく認証取得手続きは、標準スキームによる適合証明と適合申告の形式で行われる。適合証明の標準スキームは、当該製品の関税同盟技術規則への適合の決定を認証機関が行うことを必要とするスキーム行為である。

適合証明の標準スキームは関税同盟委員会¹により承認され、標準スキームの具体的な適用規則は、各種製品に適用される個別の関税同盟技術規則により規定される。

また、適合証明の標準スキームの選択は申請者が行う。

各スキームでは、主に、a. 誰が申請者になることができるのか、b. 必要書類のリスト、c. 証明書取得に必要な手続きの順序、および d. 製品の関税同盟技術規則への適合の証拠について規定している。

1.1. 量産品（シリーズ生産品）の証明書取得

量産品の適合証明書の取得手続きは長期にわたり、複雑でかつ非常に高価になることがある。

これは、認証機関が生産状況の分析と ISO マネジメントシステム²の認証を行う必要があることに関連し、認証機関の専門家が外国メーカーの工場へ出向く必要があるためである。

一方で、同アプローチの長所は、適合証明書が a. 数量の制限なく、b. 証明書が外国メーカー（自社のロシアにおける代表者を介して活動する）の名称で発行されることである。従って、この場合、日本のメーカーのロシアにおける代表者は、量産品の適合証明または適合申告の登録を一

¹ 2011年4月7日付関税同盟委員会決定第621号「関税同盟技術規則への適合評価（証明）標準スキーム適用規定について」

² 2011年4月7日付関税同盟委員会決定第621号「関税同盟技術規則への適合評価（証明）標準スキーム適用規定について」第12条

回行うだけでよい。その後は、どの輸入業者でも当該製品を（当該メーカーのロシアにおける代表者が既に取得した適合証明書または適合申告書のコピーを税関に提出することで）ロシアに輸入することができる。

量産品を前提に発行された適合証明書を所有することで広範囲の輸入業者のロシア市場へのアクセスが可能となり、製品がより競争力を持つことになる。

1.2. 製品ロット（一定数量）ごとの証明書取得

前述の手続きの複雑さを背景に、製品ロットごとに関税同盟技術規則の適合証明書取得手続きを行うことが一般的となっている。

製品ロットごとの適合証明書の取得は、例えば量産品を前提とした証明書取得手続きを行うことが合理的ではない場合に適用できる。この場合は通常、製品サンプルの試験を行うことで十分である。ただし、適合証明の具体的スキームで別段の定めがない場合である。

製品ロットごとの関税同盟技術規則の適合証明ならびに適合申告スキームの概要は、下表の通り。

製品ロットの適合証明 (スキーム 3c)	製品ロットの適合申告 (スキーム 2d と 4d) ³
申請者は技術書類を作成し、製品ロットの適合証明に関する申請書をいずれかの認証機関に提出する。申請書には製品ロットとそれを構成する製品単位の識別可能な特徴の記載が必要である。	申請者（メーカーの代理人または輸入業者）が製品の関税同盟技術規則への適合を証明する書類一式を作成する。

³ 各関税同盟技術規則は標準スキームとは異なる適合証明方法を設定することができる。これに関連し、具体的な関税同盟技術規則の要求事項への製品の適合証明のために、当該関税同盟技術規則の規定を考慮する必要がある。表中の情報は申請者の手続きの一例として記載している。

<p>申請者は認証機関に、以下のものを含む製品関係の書類一式を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 技術要件（ある場合） ● 取扱いマニュアル ● 製品がその要求事項に適合すべき規格のリスト ● 納入契約書または製品の付属書類（インボイス）⁴ 	<p>書類一式には以下のものが含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 技術要件（ある場合） ● 取扱いマニュアル ● 製品がその要求事項に適合すべき規格のリスト ● 申請者が選定した試験センターで実施された試験証明書 ● メーカーの適合申告（ある場合） ● 納入契約書または製品の付属書類（インボイス）⁵
<p>認定試験所は認証機関の依頼で製品ロットの試験（製品抜取形式）を行う。試験証明書は認証機関へ渡される。</p>	<p>スキーム 2d: 製品ロットの適合申告は申請者自身が所有する証拠-技術装置の試験実施結果を基に行われる。⁶</p> <p>前述の状況から、製品ロットの適合申告が認定試験所（センター）⁷参加の下で得られた証明を基に行われるスキーム 4d とスキーム 2d が異なっている。このように申請者は自身が所有する製品書類に応じて申告スキームを選択することができる。</p>

⁴ 指定リストは 2011 年 12 月 9 日付関税同盟委員会決定 第 879 号「技術装置の電磁両立性に関する関税同盟技術規則」第 7 条第 5.1 項に提示されている。

⁵ 指定リストは 2011 年 12 月 9 日付関税同盟委員会決定 第 879 号「技術装置の電磁両立性に関する関税同盟技術規則」第 7 条 7.1.1 項に提示されている。

⁶ 要求事項は 2011 年 12 月 9 日付関税同盟委員会決定 第 879 号「技術装置の電磁両立性に関する関税同盟技術規則」第 7 条第 6.3 項第 2 節で規定されている。

⁷ 「認定試験所」と「試験センター」の概念は同じ意味を持ち、法律では同等なものとして使用される。例として、2010 年 6 月 18 日付関税同盟委員会決定第 319 号「認証機関と試験所（センター）の統一登録簿への登録方法に関する規定」がある。

<p>認証機関がユーラシア経済委員会承認の統一形式の証明書を発行する。⁸</p>	<p>申請者はユーラシア経済委員会が承認した統一形式で作成した製品適合申告書を受け取る。⁹ 通知する形で申告書を必ず認証機関で登録する必要がある。</p>
<p>申請者は関税同盟加盟国市場での製品流通に際して、製品に統一記号（EAC マーク）を付す。</p>	

量産品に対する証明書の有効期間は 5 年以下である。ただし、個別の関税同盟技術規則の中で、適合証明の一定スキームで取得された適合証明書または適合申告書の有効期間を設定することができる。通常、当該証明書の有効期間は最長で 3 年（例として、スキーム 2d と 4d による軽工業製品の安全性に関する関税同盟技術規則の製品ロットに対する適合申告書の有効期間）¹⁰、または 5 年（例として、スキーム 1c による軽工業製品の安全性に関する関税同盟技術規則の量産品に対する適合証明書の有効期間）¹¹となっている。これに対して、個別の関税同盟技術規則で別段の定めがない場合、製品ロットに対する証明書の有効期間は設定されない。この場合の証明書は、当該製品ロットの最終ユニットが販売されるまで有効である¹²。また、関税同盟技術規則では単品の製品（1 回限りの輸入）に対する証明書の有効期間の最長期限は設定されていない¹³。

1.3. 外国メーカーが申請者になれるのか？

稀なケース（例として、製品ロットまたは単品製品の認証取得の場合）¹⁴を除き、外国メーカーはロシアにおける代表者（輸入業者など）との間で、適合証明取得と関税同盟域内での製品流通時に自社の名称の下で活動し、さらに当該製品の関税同盟技術規則への不適合に対して責任を負う旨の契約を締結する必要がある¹⁵。

同契約に基づき、ロシアで登録されている法人（または個人企業主）は、独自に適

⁸ 2012 年 12 月 25 日付ユーラシア経済委員会理事会決定第 293 号「関税同盟技術規則の適合証明書と適合申告書の統一形式とそれらの手続き規則について」

⁹ 同上

¹⁰ 2011 年 12 月 9 日付関税同盟委員会決定第 876 号「軽工業製品の安全性に関する関税同盟技術規則」第 11 条第 3.4 項

¹¹ 2011 年 12 月 9 日付関税同盟委員会決定第 876 号「軽工業製品の安全性に関する関税同盟技術規則」第 11 条第 4.6 項

¹² 例として参照：「技術装置の電磁両立性に関する関税同盟技術規則」第 7 条第 5.3.5 項、2011 年 8 月 16 日付関税同盟委員会決定第 768 号「低電圧機器の安全性に関する技術規則」第 7 条第 5.3.5 項

¹³ 例として参照：2011 年 8 月 16 日付関税同盟委員会決定第 768 号「低電圧機器の安全性に関する技術規則」第 7 条第 9.2 項

¹⁴ 2011 年 4 月 7 日付関税同盟委員会決定第 621 号「関税同盟技術規則への適合評価（証明）標準スキーム適用方法に関する規定について」で規定する標準スキーム 3C または 4C

¹⁵ 2010 年 11 月 18 日付「ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国およびロシア連邦の技術規制の統一原則と規則に関する協定」第 7 条第 2 項第 2 節

合証明書取得のための申請書を提出する、または日本のメーカーが生産する製品の適合申告書を受け取ることができる。

1.4. 単品製品（1回限りの輸入）の証明書取得

関税同盟域内に単品の製品を持ち込む場合、証明書は直接この単品の製品用に取得することができる。

この場合、適合証明手続きについて、標準スキーム 4c で適合証明を、同スキーム 4d で適合申告を行うことになる。

適合証明を前述の方法で行う長所は、認証機関が当該製品の試験を行わずに技術書類に基づき適合証明書を発行でき¹⁶、適合申告のための単品製品の試験を申請者自身が行えることにある。

前述の場合を除き、証明書取得手続きは全体として前述 1.2 項に記載した過程に類似する。

1.5. 製品ロットに対する関税同盟技術規則の適合証明書取得機関と費用、書類の保管期間

製品の関税同盟技術規則適合証明書の取得にかかる期間や費用は、適合証明の標準スキームにも、個別の関税同盟技術規則にも規定されていない。

実際には、期間と費用は申請者が所有する根拠資料、ならびに書類の提出形式、専門家による申請書類手続きに必要な時間による。例えば、製品ロットの関税同盟技術規則適合証明書取得の実際の手続きに際して、仲介業者は 3～5 営業日を費やすことが一般的である。

製品の関税同盟技術規則適合証明書を取得するためには、入念に仲介業者を選定するか、または関税同盟の認証機関・試験所（センター）統一登録簿に登録された認証機関に直接依頼する必要がある¹⁷。

製品の適合証明書を含む技術書類の保管期間は、個別の関税同盟技術規則の中で規定されているため、保管期間はカテゴリーの製品ごとに異なることがある。通常、製品ロットの適合証明書の場合、書類は当該ロットの最終製品の販売日から 10 年以上保管する必要がある¹⁸。国の監督機関の要求で然るべき書類を提出する必要があるため、この要求事項を考慮する必要がある¹⁹。

¹⁶ 2011 年 4 月 7 日付関税同盟委員会決定第 621 号「関税同盟技術規則の適合評価（証明）標準スキーム適用方法に関する規定について」第 22.9.1 条と第 23.6.1 条

¹⁷ http://www.eurasiancommission.org/ru/docs/Pages/IL_OS.aspx

¹⁸ 2011 年 4 月 7 日付関税同盟委員会決定第 621 号「関税同盟技術規則の適合評価（証明）標準スキーム適用方法に関する規定について」第 24 条

¹⁹ 2011 年 4 月 7 日付関税同盟委員会決定第 621 号「関税同盟技術規則の適合評価（証明）標準スキーム適用方法に関する規定について」第 24 条

2. 自社製品の関税同盟技術規則適合証明書の取得時間と費用の削減方法

証明書の取得時間と費用の削減方法として実務的によく活用されている方法には以下がある。

- 適合証明が必要な製品ロットを大量化
例として、契約条件と付属書類を基に形成されるロットの大量化による認証（例として、一年間の統一仕様書など）
- （多数の構成部分・部品に対する認証の代わりに）据付後の対象物全体に対する認証を実施
- 機能、構造、その他の特徴、特性で類似の製品をグループ化することで試験用サンプル数を最小化
- 以前実施された当該製品に関する試験の証明書（適合証明と証明書取得を目的に他国で実施されたものも含む）を製品認証取得時に活用
- 当該製品に対してメーカー、または管理監督機関が鑑定、試験、検査、管理を既に行っている場合、その結果に関する情報や書類で手持ちのものを活用

前述の方法は、提出書類数の削減ならびに製品の適合証明手続きを簡略化する目的の方法である。

3. 委託生産時の関税同盟技術規則に基づく認証取得

3.1. 委託生産の定義

現在、広く活用されている生産手段に委託生産（製造委託）があるが、これは独立した工場が有名な商標を有する企業グループ専用¹に製品を生産（以下、「製造受託」という）するものである。

委託生産の形態の一つとして、プライベート・レーベル生産（Private label manufacturing）があるが、これはブランド所有者には帰属せず、当該企業グループの傘下にはない独立した工場（以下、「製造受託者」という）がブランド所有者の依頼で製品を生産し、それにブランド所有者に帰属する商標を付す形式の生産である。

ブランド所有者および（または）そのグループ傘下の企業（以下、双方を「ブランド所有者」という）専用¹に生産される製品を製造受託者が独自に販売する権利はない。

現行の関税同盟の法律には製品メーカーの定義について統一の規定がない。実際に、個別の関税同盟技術規則の中で「メーカー」は異なる形で解釈されている場合もあるが、主として自身の名前で製品を生産する人として規定されている。

委託生産の場合に関しては、この規定では、そのブランド名で製品生産が行われているブランド所有者＝発注企業も（実際には製品の生産を行っていないため）、製造受託者も（自身の名前ではなく、ブランド所有者の名前で製品の生産を行っているた

め)、適合証明取得の際の製品メーカーとして指定することはできない。

従って、メーカーとして指定されるべき者がブランド所有者（製造委託者）か製造受託者かについては、大部分のケースでは不明のままである。

ブランド所有者は利害関係者であり、通常、製品の関税同盟技術規則への適合証明のために外国メーカーとしての機能を自身で引き受ける用意があるが、現行法では常にこのことができるとは限らない。

実務上では、証明書に記載される製品メーカーとして、たびたびブランド所有者が記載され、製造を受託している工場は当該メーカーの「支社」として記載される。前述の方法は、独立した企業（第三者）ではなく、当該メーカーの支社のみを表示することを求める証明書の記載に関する規則には合致しない²⁰。

前述の状況を考慮すると、然るべき変更を関税同盟技術規則の関連法に加えること、および委託生産の状況を含む製品メーカーの統一的な定義を規定する必要がある。

²⁰ 2012年12月25日付ユーラシア経済委員会理事会決定第293号「関税同盟技術規則の適合証明書と適合申告書の統一形式とそれらの手続き規則について」の「関税同盟技術規則適合証明書の手続規則」第6条g) および「関税同盟技術規則適合申告書の手続き規則」第4条c)